

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和六年七月二十六日から同年十一月二十六
日まで奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三一ほか百八十三筆

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三一ほか三十九筆

（変更後）名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三一ほか百八十三筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）名称 イオンモール株式会社

代表者 代表取締役 岩村 康次

名称 三井住友信託銀行株式会社

代表者 取締役社長 橋本 勝

（変更後）名称 イオンモール株式会社

代表者 代表取締役 大野 恵司

名称 三井住友信託銀行株式会社

代表者 取締役社長 大山 一也

三 変更年月日

令和六年六月二十日

四 届出年月日

令和六年六月二十八日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで